

## 議会運営委員会

平成31年1月16日（水）

午前9時59分開会

○三鬼（和）委員長 おはようございます。ただいまより、議会運営委員会を開会いたします。

委員の皆様には、お集まりいただきましてありがとうございます。本日の出席委員は7名でございますので、会議は成立しております。

本日の主な審議事項につきましては、市長より、第1回臨時会の要請を議長が受けまして開催されるもので、内容につきましては、お手元の事項書にあるとおりでございます。

それでは、最初に市長より御挨拶。

○加藤市長 おはようございます。

平成31年第1回臨時会のための議会運営委員会を開催していただきまして、まことにありがとうございます。

本理事会に上程いたします議案等につきましては、議案第1号、平成30年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）の議決について及び議案第2号、和解及び損害賠償の額を定めることについての2議案と、報告第1号、専決処分事項について（損害賠償の額の決定）であります。

提出議案の詳細につきましては、総務課長より説明いたさせます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○三鬼（和）委員長 市長、議案内容について、庁舎の耐震補正等については、挨拶の中で触れる必要はございませんか。

○加藤市長 この件につきましては、一般会計補正予算、これを御審議していただきたいということと、もう一つの、やっぱり議会のほうにかけなきゃならない、このちょっと第2号の和解及び損害賠償の額を定める、この件について議会のほうに承認を得なきゃならない、この二つがございました。

もう一件につきましては、この専決処分事項は、これも損害賠償、特に両方とも台風の被害に対する補償の問題でございますんですけども、これは専決処分として報告にさせていただくと、こういう内容でございますんですけども。

○三鬼（和）委員長 以上、市長より挨拶ともども概要について説明いただきま

した。

それでは、詳細について総務課長より説明願います。

○下村総務課長　それでは、平成31年第1回尾鷲市議会臨時会の提出議案について御説明いたします。

お手元の議案書の1ページをごらん願います。

議案1号、平成30年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）の議決についてにつきましては、お手元の平成30年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）及び予算説明書をもって御説明いたします。

予算書の1ページをごらん願います。

今回の補正予算計上額は、歳入歳出それぞれ2億788万1,000円を追加し、歳入歳出の総額を101億2,465万6,000円とするものであります。

予算の内訳について御説明いたします。

10ページ、11ページをごらん願います。

歳入ですが、13款国庫支出金、2項国庫補助金、5目教育費国庫補助金3,242万6,000円の増額補正は、昨年実施しましたブロック塀撤去工事の一部及び市内幼稚園及び小中学校の冷房設備設置事業に対する臨時特例交付金の追加であります。

次に、16款寄附金、1項寄附金、1目総務費寄附金7,988万円の増額補正は、ふるさと応援基金として、12月末現在、3,661名の方からの御寄附をいただいたもので、寄附額としては、7,988万1,000円となります。

2目一般寄附金50万円の増額補正は、市内の個人からの御寄附であります。

次に、17款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金57万5,000円の増額補正は、今回の補正財源として財政調整基金から繰り入れるものであります。

次に、20款市債、1項市債、6目教育債9,450万円の増額補正は、説明欄にありますように、市内幼稚園及び小中学校空調設備設置事業、ブロック塀等安全対策事業に係る借入金の増額であります。

次のページ、歳出ですが、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正前の額6億6,418万5,000円に対し1,000万円を増額補正し、予算現額を6億7,418万5,000円とするもので、財源内訳といたしましては、全て一般財源であります。これは、予定を上回るふるさと応援寄附金に対するふるさと納税返礼品の増に伴う委託料の増額であります。

3目財産管理費、補正前の額6億3,904万6,000円に対し7,988万1,000円を増額補正し、予算現額を7億1,892万7,000円とするもので、ふるさと応援寄附金を全額ふるさと応援基金に積み立てるものであります。

次に、9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、補正前の額3億1,337万5,000円に対し、1億1,800万円を増額補正し、予算現額を4億3,137万5,000円とするもので、財源内訳といたしましては、国庫補助金が3,233万5,000円、教育債が9,440万円、一般財源が873万5,000円の減額となります。市内幼稚園及び小中学校空調設備設置事業工事請負費であります。

次に、2項小学校費、1目学校管理費につきましては、既に実施しましたブロック塀撤去修繕に係るブロック塀臨時特例交付金9万1,000円及びブロック塀安全対策事業債10万円を充当したことによる財源更正となります。

5ページをごらん願います。

繰越明許費ですが、先ほど説明しました9款教育費、1項教育総務費の幼稚園及び小中学校空調設備設置事業工事が年度内の完了が困難となることから、全額を次年度に繰り越しするものであります。

次に、債務負担行為補正ですが、今年度及び来年度における事業の円滑な執行のため債務負担行為を設定するもので、本庁舎耐震改修工事支援業務委託1件であります。期間、限度額は記載のとおりであります。

次に、地方債補正は、ブロック塀撤去工事の一部と幼稚園及び小中学校空調設備設置に係る学校教育施設等整備事業の借入限度額の変更であります。

議案書に戻っていただき、2ページをごらん願います。

議案第2号、和解及び損害賠償の額を定めることについてにつきましては、昨年9月30日台風24号の接近に伴う強風により、市内小原野地内の市所有樹木が倒木し、隣接する個人所有家屋の屋根や外壁及び給水設備等を破損したことによる損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めるもので、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

賠償額、和解の要旨については記載のとおりであります。賠償額の中に営業補償額8万7,816円が含まれております。

次に、3ページの報告案件について御説明いたします。

報告第1号、専決処分事項について（損害賠償の額の決定）についてにつきましては、5ページに事故の概要を記載しておりますが、昨年9月12日台風21号の接近に伴う大雨により、本市が管理する市内矢浜岡崎町地内の雨駄農業用水路が溢

水し、隣接する個人所有のブロック塀に損害を与えたもので、平成30年12月21日、相手方と示談が成立し、損害賠償の額が決定したことから、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したもので、同条第2項の規定により報告するものであります。

賠償額につきましては、顧問弁護士と相談させていただき、類似裁判の判例や既存ブロック塀の老朽ぐあい等を考慮し、市6割、被害者4割が妥当である旨の見解をいただき、示談が成立したものであります。

以上で、提出議案の説明とさせていただきます。

○三鬼（和）委員長　以上、提出議案及び報告について説明をいただきました。

この中で、書式であるとか数字、そのほかのことで御質疑ございましたらお願いします。

なお、議案第2号と報告第1号につきましては、市長の損害賠償にかかわる専決処分事項が100万を超えている部分と100万未満という扱いになっています。

じゃ、御発言ございましたら、お願いいたします。

○奥田委員　ちょっと書式とか、そういうことじゃないんですけど、ちょっと臨時議会、その後開かれますよ、臨時会ね。補正予算の債務負担行為、ありますでしょう、本庁舎耐震改修工事支援業務委託441万5,000円。先ほど総務課長のほうから、業務を円滑に進めるためとか、そういう話がありましたけど、これを計上するということは、もう庁舎の耐震を進めていくという前提ですよ。

でも、議論としては、まだ10月17日ですか、秘密会という形で議会のほうには話があって、12月議会、ちょっと話がありましたけど、執行部としては議論が煮詰まったという判断だと思うんですけど、私はそうは思っていないんですけどね。まだ、市民の方も、これ、6億でしょう。壁1枚直すのも含まれていないので6億ということですから、いろんなこと、附帯のものになってくると、もっともっとかかってくるんじゃないかと。

それで、ちょっと議運なのであれなんですけど、ちょっとお願いなんですけど、財政計画、今ちょっとやっぱり行政ね、来年、財政難で2億5,000万足らんって言われながら、何か井勘定でどんどん進んでいるような気がするものですから、臨時会においてきちっとした財政計画、財見通しをきちっと示して、そういう資料をきちっと出していただきたいということをやちょっと、誰に要望したらいい、委員長に要望したらいいのかな。執行部にそのまま直接要望したらいいんですかね。どうですか。委員会のほうか。

○三鬼（和）委員長　　そういった発言がございましたので、執行部と話して所管の委員長と議長、市長が委員長と相談させていただきます。

それでいいですか。

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（和）委員長　　それでは、議案及び報告事項につきましては、以上です。

会期及び議事日程（案）について御説明願います。

○岩本議会事務局長　　それでは、事項書２番目の会期及び議事日程（案）について説明させていただきます。

会期は、あす１月１７日木曜日の１日間の予定でございます。会議は午前１０時開会とさせていただきます。

審議の内容でございますが、会議録署名議員の指名、会期の決定の後、議案上程、提案説明、質疑、委員会付託、これは先ほど執行部より説明がありました議案第１号、平成３０年度尾鷲市一般会計補正予算（第７号）の議決について及び議案第２号、和解及び損害賠償の額を定めることについての計２議案についてでございます。

委員会付託の後、本会議を休憩していただきまして、第二・第三委員会室において、行政常任委員会を開催していただき、付託議案の審査を行っていただきまして、委員会終了後、本会議を再開し、付託議案の審査結果等の委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行っていただきます。

次に、報告第１号、専決処分事項について（損害賠償の額の決定）の報告案件１件につきまして、報告、質疑を行っていただき、閉会となる予定でございます。

なお、議案質疑発言通告書の提出期限につきましては、まことに申しわけございませんが、本日の午後５時までとさせていただきますので、よろしく願いいたします。

また、ただいま議案付託表（案）を通知いたしましたので、御確認いただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○三鬼（和）委員長　　先ほど局長から説明がございましたように、会期及び議事日程については、以下のとおりでございます。

なお、質疑につきましては、基本的に５時までに報告していただきたいということなのですが、地方自治法とか、そういった慣例上、直前まで質疑については行えますので、その辺だけ確認させていただきます。

これらについて、何か御質疑はございますか。

○南委員 本会議の出席の件なんですけれども、それだけまた報告していただいたら。

○三鬼（和）委員長 今の会期及び議事日程については、いいですか。

それでは、本会議への出席、執行部側の出席については、きのう、ちょっと打ち合わせをさせていただいた中で、申し合わせに基づきまして市長、副市長、教育長の三役、それから総務課長、政策調整課長、財政課長、水産農林課長、教育総務課長が本会議へ出席していただくって要請をするということになっております。

いいですか。

○南委員 教育の調整監のほうは出ないということで、総務課長対応で対応するということですか、教育委員会のほうも。はい、わかりました。

○三鬼（和）委員長 総務課長が対応するというところで。

これで確認いいですか、出席。

以上で、第1回臨時会につきましての審査、審議にいたしたいと思います。

それから、その他としまして報告事項が2点ほどございます。

議会運営委員会の、議会運営委員会報告会の運営についてということで、管外視察を松阪市議会に行わせていただきたいというので、今、副委員長と詰めておりまして、1月30日水曜日に予定したいと思っています。

なお、12月議会で決まりましたように、費用弁償等につきましては、県内は管内視察と同じということなので、労務災害等につきましては適用していただくということで、12時半出発で夕方に帰れるというぐらいの日程で行かせていただきたいと思いますので、お願いいたします。

それから、2月8日に、基本条例の検証のまとめが行われていないので、これを進めさせていただきます。この運営につきましては、副委員長と詰めまして、議長とも相談して、この日程で行わせていただきたいので、予定のほう、済みませんがお願いいたします。

○村田委員 今の松阪の件なんですけど、どういうことで行かれるのかきちっと説明をしていただきたいと思います。

○三鬼（和）委員長 報告させていくので……。報告会の件で、先進事例として、本市の基本条例をつくった折にも松阪市議会さんの報告というのを参考例にさせていただいたということもありまして、県内の報告会をやっている市議会を何件か調べましてですけど、日程的にも2カ所とかというのは難しいという中で、松阪市議

会さんが視察をお受けしていただきましたので、県内では早い時点から報告会を行っているということで、先行事例とか、どういうやり方をしておるかということも、我々の議会につきましてももう長年やってきましたけど、そういう等も含めまして検証もしていきたいということでお願いをいたしました。

一応、この予定で管外視察と基本条例の委員会を予定しておりますので、よろしくをお願いします。それでは、本日の議会運営委員会を閉じたいと思います。

(午前10時19分 閉会)